

平成28年8月25日

放送受信料にかかる強制執行の申し立てについて

NHKは本日、18都道府県の37人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。7月21日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 18都道府県37人

(北海道3、栃木県2、埼玉県1、千葉県2、東京都9、神奈川県2、新潟県2、愛知県3、京都府1、大阪府2、和歌山県1、岡山県1、広島県1、福岡県3、佐賀県1、大分県1、宮崎県1、沖縄県1)

数字は人数

※ 予告は平成28年7月21日までに実施済み